

弥富市カメムシ等防除事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、水稻を作付けした弥富市内の農地で、農業者等が行うカメムシ等を防除した薬剤散布面積に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。また、補助金の交付に関しては、この要綱に基づくほか、弥富市補助金等交付規則に準ずる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次のとおりとする。

(1)本市在住で、自らカメムシ防除の薬剤（以下、「薬剤」という。）を購入し、自ら散布した者

(2)弥富市「地域計画」の地域内の農業を担う者に位置付けられている者

(補助金交付対象面積)

第3条 補助金交付対象面積は、農地基本台帳に記載されている農地で、水稻を作付けした農地に薬剤を散布した面積とする。なお、農業協同組合による共同防除事業を実施した、または実施予定の農地は除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号の規定に基づき算出する。但し、補助金の交付は、一ほ場につき年1回とする。

(1)薬剤を散布した面積1平方メートルにつき0.50円とする。

(2)算出された補助金の小数点以下は切り捨てとする。また、補助金の総額が1,000円未満の場合は、補助の対象外とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、弥富市カメムシ等防除事業費補助金（交付・実績報告・請求）申請書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業完了年度の1月末までに市長に提出しなければならない。

(1)誓約書（様式第2号）

(2)申請者が自ら薬剤を購入して、自ら散布した場合は、個人散布農地面積の実績一覧（様式第3号）並びに当該年度申請分の薬剤購入が確認できるものの写し

(3) 補助金の振込先の口座番号等が確認できるものの写し

2 前項第2号の実績一覧に記載する各筆の散布面積は、農地基本台帳に記載する面積以下であるものとする。

(補助額の決定及び交付等)

第6条 市長は、申請書の提出があった場合は内容を確認の上、弥富市カメムシ等防除事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとし、その後、申請者に対し補助金を交付するものとする。なお、補助金額の確定は省略するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、弥富市カメムシ等防除事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 誓約事項に違反したとき

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(4) その他市長が不適切と認めたとき

2 市長は、前項の規定に基づき不交付決定となった場合において、すでに補助金が交付されているときは、申請者に補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。